

刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

1 修正の経緯

刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）は、平成12年6月の原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の施行を受けて平成14年3月に全面的に修正して以来、約8年が経過した。この間刈羽村は、平成16年の新潟県中越大震災、平成19年の新潟県中越沖地震と相次いで大きな地震に見舞われ、特に新潟県中越沖地震では原子力災害には至らなかったものの、柏崎刈羽原子力発電所の変圧器で火災が発生したほか、発電所の施設、設備が大きな被害を受けた。

こうした原子力災害に至らない場合の発電所の状況に関する情報提供や火災対応の遅れといった課題に対応するため、新潟県は平成21年9月に新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を修正し、原子力災害に至らない事故（未満事象）や発電所の周辺で大規模自然災害等が発生した場合の対応、原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した場合（複合災害時）の対応について新たに記述した。

これを受けて刈羽村でも、地域防災計画をより実効性のあるものとするため、未満事象や大規模自然災害、複合災害発生時の対応について地域防災計画に記述するほか、関係機関の名称変更に対応するなど所要の修正を行う。

2 主な修正事項

① 未満事象や大規模自然災害等発生時における応急体制、情報提供体制の強化（第2章第5節、第3章第2節）

原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故（以下「未満事象」という。）から原子力災害に至るおそれのある場合や発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における職員参集体制、原子力防災センターへの職員派遣体制について規定する。また、これらの場合における原子力事業者から村等関係機関への連絡、発電所への村職員の派遣、情報収集、関係機関との情報交換、住民等への広報について規定する。

② 複合災害時の対応（第2章第14節、第4章）

原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）に備えた情報収集・連絡・伝達体制、避難・退避実施体制等の整備、複合災害を考慮した研修や訓練の実施等について規定するほか、複合災害時における災害対策本部等の設置や応急対策の方針については、新たに章を設けて規定する。また、複合災害時においては、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失を想定して情報伝達体制を強化するとともに、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

- ③ 原子力事業者による自衛消防体制等の整備（第2章第5節、第3章第9節）
原子力事業者による消防設備、自衛消防体制、消防機関への通報設備の整備及び火災予防教育や消防機関と連携した定期的、実践的な消防訓練の実施並びに自発的な初期消火、消防機関と協力した迅速な消火活動について規定する。
- ④ 災害時要援護者及び一時滞在者等への配慮（第2章第7節、第9節、第10節、第12節、第3章第4節、第5節）
災害時要援護者の定義に傷病者及び妊産婦を加え、名称を災害弱者から災害時要援護者に変更する。また、災害時要援護者に関しては原子力防災訓練の実施、情報伝達、避難所等における介護体制の確立について、一時滞在者に関しては情報伝達や避難誘導について、それぞれ配慮するよう規定する。
- ⑤ 災害対策本部及び警戒体制に関する記述の充実（第3章第1節）
県計画の記述を踏まえ、災害対策本部の本部会議や現地災害対策本部、警戒体制（県計画では警戒本部）における所管事務などに関する記述を充実させる。
- ⑥ 県災害対策本部員及び原子力事業者の職員の派遣要請（第3章第1節）
国の職員や専門家の派遣要請に加え、県災害対策本部員及び原子力事業者の職員の派遣要請についても規定する。
- ⑦ 広域的応援対応に関する記述の充実（第3章第3節）
県職員の派遣要請、資機材の確保要請、自衛隊の災害派遣の内容、防災活動拠点施設の確保、応援要員の安全への配慮について規定する。
- ⑧ 住民等への迅速かつ的確な情報提供（第2章第12節、第3章第4節）
事故の情報や環境放射線モニタリングの観測値等の情報が入手できない場合でもその旨を広報するなど、住民等に対して的確な情報を速やかに広報する旨を規定する。また、情報伝達手段にCATVを追加する。
- ⑨ 屋内退避・避難等の対応方針（第3章第5節）
屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難（以下「屋内退避・避難等」という。）の判断に必要な情報が十分に得られない場合や予測線量を計算、推定する時間的余裕がない場合には、予防的措置として屋内退避・避難等を行うことを検討する。
- ⑩ 退避所、集合場所、避難所への移動（第3章第5節）
退避所及び集合場所へは徒歩により移動し、集合場所から避難所へは村及び県が手配する車両で移動することを原則とするが、災害時要援護者の搬送等やむを得ない場合には、自家用車での移動を指示することとする。

⑪ 防護対策区域の指定（第3章第5節）

村長又は知事が行う屋内退避・避難等の区域（防護対策区域）の指定について規定する。また、刈羽村の場合、防護対策区域の指定にあたっては、原則として屋内退避又は避難の区域を指定し、屋内退避又は避難の措置を講じる旨を規定する。

⑫ 自主防災組織、消防団等の協力を得た避難活動の実施（第3章第5節）

特に災害時要援護者及び一時滞在者等の避難誘導に際しては、自主防災組織や消防団等の協力を得て迅速、円滑かつ確実に行われるよう配慮する。

⑬ 治安の確保（第3章第6節）

警戒区域の設定及びその周知、立入制限措置その他治安の確保について規定する。

⑭ 心身の健康相談体制の整備（第5章第7節）

住民の避難等に伴う精神的負担及び放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を軽減するための適切な情報提供について規定する。

⑮ 村機構改革に伴う災害対策本部組織及び事務分掌の見直し（第3章第1節）

平成21年4月の刈羽村の機構改革に伴い、広報部を総務部に統合し情報部を新設するなど災害対策本部の組織及び事務分掌を見直す。

⑯ 市町村合併に伴う字句の整理（全体）

平成17年5月に柏崎市が西山町を編入したことを受け、旧西山町に関する記述を削除し、字句を整理する。

⑰ 防災関係機関の事務等の見直しその他字句の整理（全体）

県計画に合わせて防災関係機関の処理すべき事務、業務の内容を見直す。また、県、柏崎市、国の機関等の組織改革に伴う組織の名称変更など、字句を整理する。